## 審査基準(公表用)

様式第3号

**产类** 政等課

正常細

_					<u> </u>	
	法	令 名 商工会議所法		商工会議所法	法令の番号	昭和28年法律第143号
	手	続	名	商工会議所の定款変更の認可	根拠条項	第46条第2項

商工会議所定款変更の認可基準は、次のとおりである。

なお、商工会議所法施行令第7条により、次の事項に係る定款変更の認可権限については、知事に委任されている。 事務所の所在地、会費に関する事項、法定台帳に関する事項、負担金に関する事項、部会に関する事項、事務局に関する事項、 事業年度、公告の方法

## 法第46条

- 3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第27条第2項及び第28条の規定は、前項の認可について準用する。

## 法第27条第2項

経済産業大臣は、前項の認可の申請があった場合において、設立しようとする商工会議所が左の各号に適合していないと認めると きは、認可をしてはならない。

- 一 設立手続並び定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 二 その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。
- 三 その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。

準

受付	産業政策課	処理	産業政策課	交付	産業政策課	標達	<b>準処理期間</b>	14日	目次	2 5
機関	//C+//////	機関	1427C-2C7KH/K	機関			標準経由期間	日	NO	_ 0